

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり医療情報取得加算がかかります。

【医療情報取得加算】

○初診時 1点

○再診時（3ヵ月に1回） 1点

〈※マイナ保険証、紙の保険証の利用に関わらず〉

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになります。

正確な情報を取得・活用する為に、マイナ保険証によるオンライン資格確認等をご利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

マイナンバーカード保険証をご利用の方は、受付にお申し出ください。